

入札条件及び指示事項（道路維持管理業務委託用）

第１ 入札条件

- 1 [入札心得](#)
- 2 [制度要領及び申請様式](#)
- 3 [電子入札システムの利用](#)
- 4 [設計図書等の配布](#)
- 5 [入札に関する質問](#)
- 6 [入札参加の辞退](#)
- 7 [入札の中止又は延期](#)
- 8 [入札の執行](#)
- 9 [再度入札](#)
- 10 [無効入札](#)
- 11 [先抜け方式](#)
- 12 [低価格入札対策](#)
- 13 [業務費内訳書](#)
- 14 [落札決定の方法](#)
- 15 [入札の公平性・公正性の確保](#)
- 16 [契約の締結](#)
- 17 [現場代理人及び配置技術者](#)
- 18 [支払条件等](#)
- 19 [見積合わせの場合の読替えについて](#)

第２ 指示事項

- 1 [施工管理基準等](#)
- 2 [業務の仕様](#)
- 3 [法令の遵守](#)
- 4 [産業廃棄物](#)
- 5 [県内産資材の活用](#)
- 6 [県内企業の下請活用](#)
- 7 [排出ガス対策](#)
- 8 [建設リサイクル](#)
- 9 [各種調査への協力](#)
- 10 [暴力団等の排除](#)
- 11 [標示板の設置等](#)
- 12 [電子納品及びオンライン電子納品](#)
- 13 [猛暑対策](#)

別紙１ 配置技術者と同等の要件を満たす技術者

別紙２ 工事費内訳書の違算等の取扱い

別紙３－１ 人員の配置を示す計画書

別紙３－２ 監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

別表１ 指定主要資材一覧

第 1 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、設計図書及び業務現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 制度要領及び申請様式

この入札に関連する制度要綱については、山口県土木建築部が所管する公共工事の入札契約に係る要綱等を準用するので、入札参加者は必要な書類を山口県土木建築部技術管理課のHPから適宜ダウンロードして閲覧又はしようすること。

また、申請様式等については、別添のとおりとする。

- (1) 入札・契約に係る要綱等

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html

3 電子入札システムの利用

- (1) 利用方法等

山口県電子入札システムを利用する者は、「山口県電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。

また、山口県入札情報ポータルサイトの下記ページを参照し、必要な準備等を行うこと。

ア 利用するための事前準備

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23368.html>

イ 必要な機器・環境

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23369.html>

ウ 電子くじの仕組み

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23356.html>

- (2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、山口県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しいＩＣカードが届くまでの間は、紙入札等での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ 直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及びＩＣカードの更新手続きを行うこと。

ウ 新しいＩＣカードが届いた場合は、必ず新しいＩＣカードに更新して入札すること。

- (3) 名簿に受任者を登録している場合の取扱い

名簿に受任者を登録している場合、代表者名義のＩＣカードを利用して行った入札は無効とする。

- (4) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が２名以上いる場合で、ＩＣカードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義のＩＣカードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義のＩＣカードにより行った入札は無効とする。

4 設計図書等の配布

- (1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、指名通知又は見積依頼の日に、山口県入札情報サービスに掲載する。

(2) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札情報又は見積情報に掲げる受付期間及び受付方法（備考欄に記載）により、質問書を提出することができる。

ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。

(2) 回答の方法

入札情報又は見積情報に掲げる期間の初日の午前9時頃までに、山口県入札情報サービスに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

6 入札参加の辞退

(1) 辞退の自由

指名通知又は見積依頼を受けた者で、この入札に参加することを希望しない者は、入札書を提出するまでの間は、いかなる場合でも辞退することができる。

(2) 辞退の方法

辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成して送信すること。ただし、何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、入札執行機関の長に書面により届け出ること。

(3) 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

(4) 辞退の撤回

辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。

7 入札の中止又は延期

(1) 入札の中止

入札情報又は見積情報に定める事由に該当する場合は、入札を取りやめる。

(2) 入札の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、入札を延期する。

ア 入札参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないと認められる場合で、入札を延期することが適当であると判断される場合

イ 電子入札システムに何らかの障害が発生した等により、入札の執行を延期することが適当であると判断される場合

ウ その他発注者が必要と認める場合

8 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合

入札書受付期間内に電子入札システムで入札書を作成して送信すること。

イ 書面により提出する場合

入札書受付期間内に入札書を持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により提出すること。また、入札書の提出に当たっては、「入札書在中」と朱書きした封筒に入れ、密閉の上、提出すること。

なお、開札への立会を希望する場合は入札執行機関に申し出ること。

※ 書面により入札書を提出する場合は、山口県電子入札実施要領の定めるところにより、紙入札等参加承認を受けておく必要がある。

- (3) 入札書の訂正等
入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人による入札等
代理人が入札書を書面で提出する場合は、委任状を入札執行機関の長へ提出しなければならない。ただし、入札書を提出する者が使者である場合は、この限りではない。
- (5) 入札の実施回数
入札情報又は見積情報に定めるとおりとする。
- (6) 入札の欠席、又は見積書を提出しない場合の取扱い
所定の期間に入札書を提出しなかった者は、入札を欠席したものとみなす。
なお、欠席したこと等により、その後の指名等に不利益を与えることはない。

9 再度入札

この入札の実施回数が2回以上とされている場合で、前回の入札で落札者がいなかったために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 再度入札の参加者
再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、無効入札とされた者又は最低制限価格制度を適用した場合で落札者となれなかった者は、再度入札に参加することができない。
- (2) 再入札通知書の送付
前回の入札において、予定価格の制限の範囲内で、落札者となる入札がなかった場合は、再度入札の参加者に対し、開札日の13時頃までに、再入札通知書を電子入札システムで送信する。ただし、開札処理に時間を要する等により、再入札通知書を時間内に送信できない場合は、入札執行機関から各入札参加者へ、電話等の方法により周知する。
- (3) 再度入札の日程等
再度入札に係る手続き期間については、下記の日程によるものとする。ただし、前回の入札後に保留通知書が発行された場合は、下記によらず、適宜定める。
 - ア 入札書受付開始日時
再入札通知書の到着後概ね5分後から
 - イ 入札書受付締切日時
前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前9時30分
 - ウ 開札日時
前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前10時
- (4) 再度入札における紙入札等参加者
発注者から紙入札等参加承認を受けた者は、再度入札となった場合、(3)のイの日時までには持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により入札書を提出すること。

10 無効入札

次に掲げる事由に該当する入札は、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした入札
- (2) 入札参加者に必要な資格がない者のした入札及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（納付を免除された場合を除く。）
- (4) 入札書に記載すべき価格、氏名及びその他の必要事項が確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名（電子入札においては入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）のない入札
- (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (7) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
- (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (9) 談合及びその他の不正行為があったと認められる入札
- (10) 電子入札システムによる提出以外の方法により行われた入札

- (11) 入札書が入札書受付期間内に入札執行機関に到達しなかった入札、又は紙入札参加承認を受けていない者が入札書を持参又は郵便により提出した入札
- (12) 電子入札システムにより入札書を提出する場合で、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続き及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札
- (13) 業務内訳書に次の不備がある入札
 - ア 入札時に業務内訳書が提出されていないもの又は見積合わせにおいて見積内訳書の提出が求められている場合で、見積時に見積内訳書が提出されていないもの
 - イ 商号又は名称並びに住所及び業務名に明らかな誤りがあるもの
 - ウ 業務内訳書中の業務価格と入札金額が同一でないもの
 - エ その他明らかな不備があるもの
- (14) 山口県低入札価格調査実施要領に基づく調査において、提出期限までに調査資料を提出しない、事情聴取に応じない又は提出資料に必要事項を記載していない場合等調査に協力しない者のした入札
- (15) 先抜け方式を行う場合で、先行業務の入札で落札者となった者がした他の業務についての入札
- (16) 主任技術者を、当該業務に配置することができない者のした入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

11 先抜け方式

この入札が先抜け方式による場合は、同時発注した業務に係る入札を同一日に行い、先行業務の入札で落札者となった者のした他の業務についての入札は無効として取扱う。ただし、何らかの原因により、同時発注した業務のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合は、当該業務の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとする。

12 低価格入札対策

(1) 制度要領等

この入札が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用対象である場合、入札参加者は「山口県低入札価格調査実施要領」又は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に定める事項に留意すること。

なお、「山口県低入札価格調査実施要領」における調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の措置にある「当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者の取扱いについては、「配置技術者と同等の要件を満たす技術者」（別紙１）による。

- (2) 低入札価格調査の結果、落札候補者となりうる入札参加者が１者となった場合の取扱い
談合等の不正行為が行われなかったかという観点から、業務費内訳書について調査を行う。調査の結果、必要と判断した場合には、入札参加者及び辞退者に対し事情聴取を行う。事情聴取の結果、談合があると疑うに足る事実があると認められる場合は入札を中止することとし、それ以外の場合には談合等の不正行為を行っていない旨の誓約書を聴取の上、落札者を決定するものとする。

13 業務費内訳書

業務費内訳書の提出に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、見積合わせにおいては、見積内訳書の提出が求められている場合に限る。

(1) 提出方法

商号又は名称並びに住所及び業務名を記載し、入札書と同時に提出すること。

なお、９による再度入札においては、提出を要しない。

(2) 内容

ア 低入札価格調査の対象となった案件の場合

設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称及びこれに対応する数量、単位、単価及び金額を表示したものであること。

イ ア以外の場合

設計書の本工事費内訳表に記載のある工種（レベル２）に対応する金額が表示されたものであること。

なお、見積合わせにおいては配布図書等の定めによる。

(3) 様式

任意様式とする。ただし、低入札価格調査の対象となった案件の場合は、(2)アに掲げる事項を表示したもの以外は認められないので留意すること（山口県入札情報サービスにおいて参考様式「業務費内訳書（提出用）」を配布する）

(4) 談合等不正行為に関する調査

落札決定後、本入札において談合等の不正行為が行われたか否かとの観点から、業務費内訳書の審査を行う場合がある。審査の結果、必要があると認められる場合は、業務費内訳書等を公正取引委員会に提出する。

14 落札決定の方法

(1) 落札者の決定

開札の結果、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

落札者の決定にあたっては、落札候補者から入札無効事項確認書を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、書面による。）ことにより、入札無効でないことを改めて確認する。

(2) 落札者とししない者

次に掲げる者は落札者とししない。

ア 低入札価格調査が適用される場合で、調査の結果落札者としないと判断された者

イ 最低制限価格制度が適用される場合で、最低制限価格未満の金額で入札した者

ウ 山口県警からの情報提供等により、暴力団等と関係を有する者であることが判明した場合

エ その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、契約することが著しく不相当と知事が認める者である場合

(3) くじによる決定

落札候補者（契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者）が2名以上いる場合には、電子くじにより落札者（契約の相手方）を決定する。なお、何らかの理由により電子くじを実施することができない場合は、別途入札（見積合わせ）執行機関の長が指定する場所及び日時において、書面によるくじを実施するものとする。

15 入札の公平性・公正性の確保

(1) 入札・契約手続の取り止め

予定価格、発注図書、質問への回答等の「入札の前提となる条件」に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前にあっては入札を中止し、落札決定後契約締結前にあっては落札決定を取り消す。

(2) 建設工事等における積算内容確認の実施（試行）

予定価格を下回る有効な入札があった場合は「建設工事等における積算内容確認の実施（試行）要領」の定めによる積算内容確認の手続きを行う。

(3) 苦情申立て

入札の過程における諸手続に不服を申し立てようとする場合は、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」の定めによること。

16 契約の締結

(1) 契約書の作成

落札者は、入札情報又は見積情報により指定された契約約款を使用して契約書を作成し、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

なお、電子契約を希望する場合は14の(1)により落札者を決定する際に必要となる「入札無効事項確認書」を提出する際に「電子契約意向確認書」にその旨を記載して添付すること。ただし、電子契約意向確認書の添付がない場合、又はその内容が確認できない場合は電子契約の意向がないものとして取り扱う。

(2) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人の雇用関係

現場代理人と受注者との間の雇用関係については、配置技術者の例による。

(2) 配置技術者の雇用関係

主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。

18 支払条件等

(1) 前払金

委託料の額が 150 万円以上の業務について、委託料の額の 4 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

委託料の額	支払回数
1,000 万円以下	1 回以内
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	2 回以内
3,000 万円を超え 1 億円以下	4 回以内
1 億円を超えるもの	5 回以内

(3) 中間前払金

委託料の額が 1,000 万円以上の業務について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、委託料の額の 2 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

ア 委託期間の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により委託期間の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該業務に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該業務に係る作業に要する経費が委託料の額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

19 見積合わせの場合の読替えについて

この案件が見積合わせ「電子入札システム及び電子契約導入に係る試行」によるものである場合は、当該入札条件および指示事項により手続きを行うが、特に定めがない場合は、下表のとおり読み替える。

記載内容	読替後	備考
入札	見積	「入札書」の意味として用いる場合
	見積合わせ	「一連の入札手続」の意味として用いる場合
開札		
内訳書	見積内訳書	
欠席	辞退	
落札決定	契約の相手方決定	
落札者	契約の相手方	

※ 読替の例外

- ・ システムの名称に係るものは除く
- ・ 9（2）の開札への立ち合い及び 11（1）に係るものは除く。

第2 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、業務の実施に当たっては、指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。

※なお、舗装の穴埋めや側溝の補修など、小規模な補修工事については、上記基準等に基づく施工管理等を求めない。

これらの共通仕様書、施工管理基準は、技術管理課ホームページを参照のこと。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html>

2 業務の仕様

当該業務の実施条件並びに仕様及び特記事項は、実施条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。

また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。

(3) 受注者は、業務の実施に使用する車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

実施条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくならなかった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 県内産資材の活用

(1) 受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、実施する業務に要する資材の調達に当たり、指定主要資材（別表1に掲げる資材）については、県内産資材（県内工場等で製造した資材）を購入すること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 業務完了までに指定主要資材について、県内産資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（集計表等）を業務打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（納品伝票の写し等）は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。提出された資料により県内産資材の活用が確認できない場合は、工事成績評定点を8点減点する。また、不誠実な行為（「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表1の措置基準「26 不正又は不誠実な行為」をいう。以下同じ。）として取り扱うことがある。

イ 指定主要資材について、無断で県外産資材を使用した場合は、アと同様の取扱いとする。

ウ 受注者の責によらない理由により、指定主要資材について県内産資材の活用ができない場合には、「業務材料使用承諾願」の提出に先立ち、その理由を記した書面及び調達できないことを証明する生産者からの書面等を監督職員に提出の上、承諾を得ること。この場合、業務成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

なお、この場合、県内代理店等（本社の所在地に関わらず、県内にある販売代理店・営業所・工場等）から当該資材を購入するよう努めるものとし、県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

エ 受注者が、指定主要資材に代わり、同等機能を有する指定主要資材以外の資材の使用を希望する場合、県内産資材を使用する場合にのみ認める。

オ 設計変更に伴う資材の追加分及び数量の増加分についても、アからエと同様の取扱いとする。

(2) 受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、指定主要資材以外の資材の調達に当たっては、原則として、県内産資材を購入、又は県内代理店等から購入することとし、使用材料については「業務材料使用承諾願」により承諾を得ること。

なお、県内産資材を購入しない場合、及び県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

6 県内企業の下請活用

受注者は、本業務の実施において、やむを得ず業務の一部を下請負に付す場合は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内建設業者等を活用すること。

なお、県内建設業者等を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

7 排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-32 の 6）による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況は国土交通省ホームページを参照のこと。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

8 建設リサイクル

(1) 本業務が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合、次の各号によらなければならない。

ア 委託契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ 法第 13 条及び省令第 7 条に規定する書類を監督職員に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面に基づき作成される。

エ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を業務場所に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、業務計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を業務場所の見やすい場所に掲示すること。業務完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が業務場所から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、業務計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。業務完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を業務完了後 5 年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則としてコブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）により作成すること。

なお、コブリス・プラスにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、業務完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。

※コブリス・プラスを参照のこと。

<https://fkplus.jacic.or.jp/>

(3) 受注者は、500 立方メートル以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壤汚染対策法等の手続状況を確認し、その確認結果票を作

成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

9 各種調査への協力

(1) 公共事業労務費調査

ア 本業務が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本業務の委託期間経過後においても、同様とする。

イ 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本業務の経過後においても、同様とする。

ウ 公共工事労務費調査の対象となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。

エ 受注者が本業務の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めること。

(2) 施工合理化調査等

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査等（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査等）の対象となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

(3) 建設副産物実態調査

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

(4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

10 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

11 標示板の設置等

業務現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとする。

なお、記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html

12 電子納品及びオンライン電子納品

受注者は、「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき、原則として電子納品を行うこと。ただし、監督職員がやむを得ないと認めた場合に限り、電子納品を実施しないことができる。

電子納品の方法については、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、インターネット上での電子納品（オンライン電子納品）によること。

13 猛暑対策

夏季作業（５～９月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下（１）～（４）の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

（１）熱中症対策に係る現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

（２）熱中症対策に係る現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

（３）施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

施工時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

（例：通常８時～１７時の施工時間を６時～１５時、又は深夜時間帯（２２時～５時）に変更、通常８時間の作業を６時間に短縮するなど）

（４）工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。

配置技術者と同等の要件を満たす技術者（第14－(1)関係）

「山口県低入札価格調査実施要領」における調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の措置にある「当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者」（以下、「低入札技術者」という）については、以下のとおりとする。

I 土木系工事

- 1 土木一式、とび・土工・コンクリート（法面、交通安全、構造物補修等）、鋼構造物、舗装、しゅんせつ（以下、「土木一式工事他」という）

(1) 配置技術者が監理技術者の場合

低入札技術者は、当該工事の施工に係る業種において、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者とする。

(2) 配置技術者が主任技術者の場合

低入札技術者は、当該工事の施工に係る業種において、次に掲げる者とする。

配置技術者	低入札技術者
表1の①、③に掲げる者	表1の①、③に掲げる者
表1の②に掲げる者	表1の①、②、③に掲げる者
表1の④に掲げる者	表1の①、②、③、④に掲げる者

【表1】主任技術者となり得る者の資格及び実務経験（土木一式工事他）

当該工事の施工に係る業種において、次に掲げる者とする。

①建設業法による技術検定の1級に合格した者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者
②建設業法による技術検定の2級に合格した者
③技術士法による2次試験に合格した者
④実務経験を有する者

2 その他の専門工事

配置技術者が、監理技術者又は主任技術者のいずれの場合においても、低入札技術者は、当該業種について、主任技術者となり得る資格及び実務経験を有する者とする。

I 営繕系工事

1 建築一式工事

(1) 配置技術者が監理技術者の場合

低入札技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者とする。

(2) 配置技術者が主任技術者の場合

低入札技術者は、建築工事業において次に掲げる者とする。

配置技術者	低入札技術者
表 2 の①、③に掲げる者	表 2 の①、③に掲げる者
表 2 の②、④に掲げる者	表 2 の①、②、③、④に掲げる者
表 2 の⑤に掲げる者	表 2 の①、②、③、④、⑤に掲げる者

【表 2】主任技術者となり得る者の資格及び実務経験（建築一式工事）

①建設業法による技術検定の 1 級の建築施工管理に合格した者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者
②建設業法による技術検定の 2 級の建築施工管理（種別は「建築」に限る）に合格した者
③建築士法による一級建築士の免許を受けた者
④建築士法による二級建築士の免許を受けた者
⑤実務経験を有する者

2 その他の専門工事

配置技術者が、監理技術者又は主任技術者のいずれの場合においても、低入札技術者は、当該業種について、主任技術者となり得る資格及び実務経験を有する者とする。

工事費内訳書の違算等の取扱い（第 14-(1)関係）

1 工事費内訳書において、以下の項目で千円未満の端数調整を行っているものについては、値引き等による調整とみなさない。

- 共通仮設費の率分
- 現場管理費の率分
- 一般管理費の率分

2 参考事例

(1) 適切事例

(ア) 端数調整をしていないもの

本工事費	
（中項目 1）	14,728,513
（中項目 2）	12,401,488
（中項目 3）	3,021,558
直接工事費計	30,151,559
共通仮設費（積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費（率分）	9,012,165
一般管理費（契約保証金）	16,544
（率分）	4,967,341
一般管理費計	4,983,885
工事価格	48,439,681
入札金額	48,439,681

(イ) 率分のみ千円未満の端数調整をしているもの

本工事費		
（中項目 1）	14,728,513	
（中項目 2）	12,401,488	
（中項目 3）	3,021,558	
直接工事費計	30,151,559	
共通仮設費（積上分）	779,456	
（率分）	<u>3,512,000</u>	調整前率分 対象額×率 =3,512,616
共通仮設費計	4,291,456	
現場管理費（率分）	<u>9,012,000</u>	対象額×率 =9,012,165
一般管理費（契約保証金）	16,544	
（率分）	<u>4,966,441</u>	対象額×率 =4,967,341
一般管理費計	4,982,985	
工事価格	48,438,000	
入札金額	48,438,000	

(2) 違算とする事例

(ア) 工事価格について端数調整をしているもの

本工事費	
（中項目 1）	14,728,513
（中項目 2）	12,401,488
（中項目 3）	3,021,558
直接工事費計	30,151,559
共通仮設費（積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費（率分）	9,012,165
一般管理費（契約保証金）	16,544
（率分）	4,967,341
一般管理費計	4,983,885
工事価格	48,439,681
改め	<u>48,439,000</u>
入札金額	48,439,000

工事価格
で端数調
整

(イ) 工事価格と入札金額が同一でないもの

本工事費	
（中項目 1）	14,728,513
（中項目 2）	12,401,488
（中項目 3）	3,021,558
直接工事費計	30,151,559
共通仮設費（積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費（率分）	9,012,165
一般管理費（契約保証金）	16,544
（率分）	4,967,341
一般管理費計	4,983,885
工事価格	48,439,681
入札金額	<u>48,439,000</u>

工事価格と
入札金額が
不一致

(ウ) 合計金額と工事価格が一致しないもの

本工事費		
(中項目 1)	14,728,513	
(中項目 2)	12,401,488	
(中項目 3)	3,021,558	
直接工事費計	30,151,559	
共通仮設費 (積上分)	779,456	
(率分)	3,512,616	
共通仮設費計	4,292,072	
現場管理費 (率分)	9,012,165	
一般管理費 (契約保証金)	16,544	
(率分)	4,967,341	
一般管理費計	4,983,885	
工事価格	<u>48,439,000</u>	
入札金額	48,439,000	48,439,681

足し合わせた合計金額と不一致

(エ) 率分以外の項目で端数調整をしているもの

本工事費		
(中項目 1)	<u>14,728,000</u>	
(中項目 2)	<u>12,401,000</u>	
(中項目 3)	<u>3,021,000</u>	
直接工事費計	30,150,000	
共通仮設費 (積上分)	779,456	
(率分)	3,512,616	
共通仮設費計	4,292,072	
現場管理費 (率分)	9,012,165	
一般管理費 (契約保証金)	16,544	
(率分)	4,967,341	
一般管理費計	4,983,885	
工事価格	48,438,122	
入札金額	48,438,122	

率分以外の項目で端数調整

(オ) 率分について、千円以上の端数調整をしているもの

本工事費			
(中項目 1)	14,728,513		
(中項目 2)	12,401,488		
(中項目 3)	3,021,558		
直接工事費計	30,151,559		
共通仮設費 (積上分)	779,456		
(率分)	3,512,616		
共通仮設費計	4,292,072		
現場管理費 (率分)	9,012,165		
一般管理費 (契約保証金)	16,544		
(率分)	<u>4,957,660</u>		
一般管理費計	4,974,204		
工事価格	48,430,000		
入札金額	48,430,000		

※注意事項
率分の計算式を示していない場合は、端数調整の金額が確認できないため、違算とはしない。

(調整前率分)

対象額×率
=4,967,341

千円以上の端数調整

年 月 日

人員の配置を示す計画書

対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
建 設 業 者	名称（イ※ ² ）			
	所在地（イ）			
主任技術者 又は 監理技術者 （営業所技術者 又は特定営業所 技術者）	氏名（ロ）			
	所属営業所名（ロ）			※ 17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間（ハ）	見込み時間		実績時間

建設工事 1	工事名称（ニ(1)）			
	工事現場所在地（ニ(1)）			
	契約締結営業所（ニ(1)）	名 称		※17条の5の場合のみ記載 ※ 上記所属営業所と同じである 必要
		所 在 地		
	建設工事の内容（ニ(2)）	※ 法別表1上段のどれか		
	請負代金の額（ニ(3)）	※ 1億円未満（建築一式工事の 場合は2億円未満）である必要		
	移動時間（ニ(4)）	※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間 以内である必要		
	下請次数（ニ(5)）	※ 3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方 法（ニ(7)）			
	情報通信機器（ニ(8)）			
	連絡員（ニ(6)）	氏 名		
		所 属 会 社		
		実務の経験	工 事 名 称	期 間
		※ 土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※ 実務の経験は1年 以上である必要		年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月	
合計 年 月				

建設工事 2	工事名称（ニ(1)）			
	工事現場所在地（ニ(1)）			
	契約締結営業所（ニ(1)）	名 称		※17条の5の場合のみ記載 ※ 上記所属営業所と同じである 必要
		所 在 地		
	建設工事の内容（ニ(2)）	※ 法別表1上段のどれか		
	請負代金の額（ニ(3)）	※ 1億円未満（建築一式工事の 場合は2億円未満）である必要		
	移動時間（ニ(4)）	※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間 以内である必要		
	下請次数（ニ(5)）	※ 3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方 法（ニ(7)）			
	情報通信機器（ニ(8)）			
	連絡員（ニ(6)）	氏 名		
		所 属 会 社		
		実務の経験	工 事 名 称	期 間
		※ 土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※ 実務の経験は1年 以上である必要		年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月	
合計 年 月				

※ 1 ： 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※ 2 ： 省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

【別紙 3 - 2】

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監 理 技 術 者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※有効期限内の健康保険被保険者証の写し（最長で令和 7 年 1 2 月 1 日まで）
兼 務 す る 他 の 工 事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他 の 工 事 と の 距 離 等	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 1 0 k m 以内、又は同一の土木建築事務所管内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼 務 す る 場 合 の 施 工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

別表1

指定主要資材一覧

令和6年4月1日以降適用

品目(大分類)	品目(小分類)	名称	規格	適用
生コンクリート	生コンクリート	生コンクリート	レディーミクストコンクリート全規格	県内全域で指定
		モルタル	1:1	
			1:2	
			1:3	
セメント	セメント	セメント(普通ポルトランド)	バラ	県内全域で指定
			25kg袋入	
		セメント(高炉B)	バラ	
コンクリート 二次製品	コンクリート ブロック	間知ブロック	控35cm	県内全域で指定
		平張ブロック	厚10cm	
	ヒューム管	ヒューム管(外圧管1種) B形	150×26×2000	
			200×27×2000	
			250×28×2000	
			300×30×2000	
			350×32×2000	
			400×35×2430	
			450×38×2430	
			500×42×2430	
			600×50×2430	
			700×58×2430	
			800×66×2430	
			900×75×2430	
			1000×82×2430	
			1100×88×2430	
			1200×95×2430	
			1350×103×2430	
		ヒューム管(外圧管2種) B形	150×26×2000	
			200×27×2000	
			250×28×2000	
			300×30×2000	
			350×32×2000	
			400×35×2430	
			450×38×2430	
			500×42×2430	
			600×50×2430	
			700×58×2430	
			800×66×2430	
			900×75×2430	
			1000×82×2430	
			1100×88×2430	
			1200×95×2430	
			1350×103×2430	
	重圧管	重圧管	300φ～1,000φ	
	側溝	円形水路 横断用	内径30cm～50cm	
		円形水路 縦断用	内径30cm～50cm	
		円形水路 乗り入れ用	内径30cm～50cm	
		円形水路 都市型用	内径30cm～50cm	
		自由勾配側溝	300mm～1,000mm	
		自由勾配側溝蓋 軽荷重用	300mm～1,000mm	
		自由勾配側溝蓋 車道用	300mm～1,000mm	
		蓋板 C1-B300	300	
		蓋板 C2-B300	300	
		ベンチフリューム	200mm～600mm	
		鉄筋コンクリートL形 JIS5372	250B450×155×600	
			300 500×155×600	
			350 550×155×600	
		鉄筋コンクリートU形側溝 JIS5372	240240×240×600	
			300B300×300×600	
			450450×450×600	
			600600×600×600	

品目(大分類)	品目(小分類)	名称	規格	適用
コンクリート 二次製品	側溝	U形側溝用蓋(1種) JIS5372	240330×45×600	県内全域で指定
			300400×60×600	
			360460×65×600	
			450560×70×600	
			600740×75×600	
		U形側溝用蓋(2種) JIS5372	240330×100×600	
			300400×100×600	
		道路用鉄筋コンクリート側溝 (1種)	250 25×25×200	
			300A30×30×200	
			300B30×40×200	
			300C30×50×200	
		道路用鉄筋コンクリート側溝 (1種)	400A40×40×200	
			400B40×50×200	
			500A50×50×200	
			500B50×60×200	
		道路用鉄筋コンクリート側溝 (3種)	250 25×25×200	
			300A30×30×200	
			300B30×40×200	
			300C30×50×200	
			400A40×40×200	
			400B40×50×200	
			500A50×50×200	
			500B50×60×200	
		道路用側溝蓋(1種) JIS5372	250362×90×500	
			300412×95×500	
			400512×110×500	
			500622×125×500	
		道路用側溝蓋(3種) JIS5372	250362×90×500	
			300412×95×500	
			400512×110×500	
			500622×125×500	
	プレキャスト L型擁壁	コンクリート擁壁L型	H800mm～H3,500mm	
		コンクリート擁壁L型(S型)	H800mm～H3,500mm	
		コンクリート擁壁L型(P型)	H800mm～H3,500mm	
	ボックスカル バート	RCボックスカルバート	内幅600mm～内幅5,000mm	
		PCボックスカルバート	内幅600mm～内幅5,000mm	
	その他	植樹帯用ブロック	15／18×35×60cm	
			10／12×15×60cm	
		コンクリート境界杭 (山口県)	12×12×80cm	
			12×12×50cm	
		境界杭基礎	32cm×32cm×20cm	
		歩車道境界ブロック (山口県)	一般部用 16/20×30×60 77kg	
			一般部用 16/20×30×243 309kg	
			バス停部用 13/20×25×60 63kg	
			バス停部用 16/20×30×243 25kg	
			横断歩道部 20*10*60(片側面取り)	
			乗入 20*12*60(両側面取り)	
			乗入 20*5/10*60	
		プレキャストガードレール基礎	B・C種 P=30kN	
砕石	砕石	割栗石	150～50mm	県内全域で指定
			200～150mm	
		クラッシュラン	C-40	
			C-30	
		粒度調整砕石	M-40	
			M-30	
		再生クラッシュラン	RC-40	
			RC-30	
石材	港湾石材	捨石	5～100kg	下記を除く地域で指定 ・岩国土木建築事務所の 所管区域内 ・柳井土木建築事務所の 所管区域内のうち、柳 井市・周防大島町
		裏込材	5～100kg	

品目(大分類)	品目(小分類)	名称	規格	適用
アスファルト 混合物	アスファルト 混合物	再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン(20)	県内全域で指定
			密粒度アスコン(13)	
			細粒度アスコン(13)	
			安定処理材	
			密粒度アスコン(20)	
			粗粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型,DS3000以上	
			密粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型,DS3000以上	
		アスファルトモルタル	ミニアスカーブ用	
		アスファルト混合物	排水性(13) DS3000以上	
			粗粒度アスコン(20)	
			密粒度アスコン(20)	
			密粒度アスコン(13)	
			細粒度アスコン(13)	
			開粒度アスコン(13)	
			密粒度ギャップアスコン(13)	
			安定処理材 アスファルト量4.4%	
			粗粒度20 ポリマー改質Ⅱ型 DS3000以上	
			密粒度(20)ポリマー改Ⅱ型,DS3000以上	
			粗粒度(20)ポリマー改質Ⅱ型,DS5000以上	
			密粒度20 ポリマー改質Ⅱ型 DS5000以上	